

第1号議案－3

広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則及び広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部改正について、次のとおり提案します。

令和2年3月25日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

1 提案の趣旨

地方公務員法改正に伴う会計年度任用職員制度導入等にあたり、広島県市町立学校及び広島県立学校の会計年度任用職員及び臨時的任用職員の人事評価について、関係規則等の一部改正を行う。

また、令和2年4月から広島県立学校に新たに設置する職についても整理を行う。

2 一部改正する訓令

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則及び広島県立学校職員の人事評価に関する訓令

3 訓令案

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年4月1日

5 根拠規定

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第23条の2 職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。

広島県教育委員会規則第七号

広島市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

広島市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

広島市町立学校職員の人事評価に関する規則（平成二十八年広島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事評価の実施等)</p> <p>第三條 <u>次に掲げる者以外の一般職の県費負担教職員（以下「職員」という。）について実施する人事評価は、次章から第五章までに定めるところによる。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>その他広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、次章から第五章までに定める人事評価の実施を不適又は不必要と認める職員</u></p> <p>21 <u>前項各号に掲げる者に係る人事評価の取扱いについては、別に教育長が定める。</u></p>	<p>(人事評価の対象者)</p> <p>第三條 <u>人事評価は、次に掲げる者以外の一般職の県費負担教職員（以下「職員」という。）について実施する。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>その他広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、人事評価の実施を不適又は不必要と認める職員</u></p>

附 則

この教育委員会規則は、令和二年四月一日から施行する。

広島県教育委員会訓令第九号

県立学校

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令（平成二十八年広島県教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(人事評価の実施等)</p> <p>第三条 次に掲げる者以外の一般職の県立学校職員（以下「職員」という。）について実施する人事評価は、次章から第五章までに定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二 その他広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、次章から第五章までに定める人事評価の実施を不適又は不必要と認める職員</p> <p>21 前項各号に掲げる者に係る人事評価の取扱いについては、別に教育長が定める。</p> <p>別表第1（第8条関係）</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 行政職（二に掲げる職務を除く。）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>ニ 行政職（学校司書）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">評価項目</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">主幹学校司書 主任学校司書 学校司書</td> <td style="text-align: center;">①学校図書管理</td> <td>専門的な知識や技能を活用し、学校図書の管理、その他必要な点検や記録等を適切に行うこと。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②生徒支援</td> <td>学校図書に関する知識・技能を有し、生徒の学習支援方法の工夫改善を行い、生徒の主体的な学びの育成を図ること。</td> </tr> </tbody> </table>	職名	評価項目	内容	主幹学校司書 主任学校司書 学校司書	①学校図書管理	専門的な知識や技能を活用し、学校図書の管理、その他必要な点検や記録等を適切に行うこと。	②生徒支援	学校図書に関する知識・技能を有し、生徒の学習支援方法の工夫改善を行い、生徒の主体的な学びの育成を図ること。	<p>(人事評価の対象者)</p> <p>第三条 人事評価は、次に掲げる者以外の一般職の県立学校職員（以下「職員」という。）について実施する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二 その他広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、人事評価の実施を不適又は不必要と認める職員</p> <p>別表第1（第8条関係）</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 行政職</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
職名	評価項目	内容							
主幹学校司書 主任学校司書 学校司書	①学校図書管理	専門的な知識や技能を活用し、学校図書の管理、その他必要な点検や記録等を適切に行うこと。							
	②生徒支援	学校図書に関する知識・技能を有し、生徒の学習支援方法の工夫改善を行い、生徒の主体的な学びの育成を図ること。							

別表第3 (第8条関係)

能力評価における評価の基準	
1 (略)	
2 (略)	
(職種別の評価割合)	
評価区分	評価割合
(略)	(略)
教諭, 講師, 養護教諭, 栄養教諭, 実習助手, 寄宿舎指導員, 栄養主幹, 栄養主任, 栄養士, 事務主任, 主事, 主幹学校司書, 主任学校司書, 学校司書	(略)
(換算点ごとの区分)	
(略)	

別表第3 (第8条関係)

能力評価における評価の基準	
1 (略)	
2 (略)	
(職種別の評価割合)	
評価区分	評価割合
(略)	(略)
教諭, 講師, 養護教諭, 栄養教諭, 実習助手, 寄宿舎指導員, 栄養主幹, 栄養主任, 栄養士, 事務主任, 主事	(略)
(換算点ごとの区分)	
(略)	

別表第4 (第9条, 第13条関係)

被評価者	能力評価				業績評価 評価者
	一次評価者	二次評価者	総合評価者	総合所見記入者	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
主幹教諭 指導教諭 教諭 講師 養護教諭 栄養教諭 実習助手 寄宿舎指導員 栄養主幹 栄養主任 栄養士 主幹学校司書 主任学校司書 学校司書	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第4 (第9条, 第13条関係)

被評価者	能力評価				業績評価 評価者
	一次評価者	二次評価者	総合評価者	総合所見記入者	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
主幹教諭 指導教諭 教諭 講師 養護教諭 栄養教諭 実習助手 寄宿舎指導員 栄養主幹 栄養主任 栄養士	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第6 (第12条関係)

区分	業績評価における評価の基準		
(略)	(略)		
総合評価	1 (略)		
	評価区分	α	β
	(略)	(略)	(略)

別表第6 (第12条関係)

区分	業績評価における評価の基準		
(略)	(略)		
総合評価	1 (略)		
	評価区分	α	β
	(略)	(略)	(略)

教諭, 講師, 養護教諭, 栄養教諭, 実習助手, 寄宿舎指導員, 栄養主 幹, 栄養主任, 栄養士, 事務主任, 主事, 主幹 学校司書, 主任学校司 書, 学校司書	(略)	(略)
2 (略)		

教諭, 講師, 養護教諭, 栄養教諭, 実習助手, 寄宿舎指導員, 栄養主 幹, 栄養主任, 栄養士, 事務主任, 主事	(略)	(略)
2 (略)		

附 則

この教育委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。